



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省

秋田労働局

**Press Release**

報道関係者 各位

平成28年5月10日

【照会先】

秋田労働局 労働基準部 監督課

監督課長 町田 良 則

専門監督官 貝 田 直 也

電話 018-862-6682

## 平成27年度の監督指導実施結果について

～ 平成3年度以降で過去最高の違反率 ～

秋田労働局（局長 松本安彦）は、平成27年度（平成27年4月～平成28年3月）に管下6労働基準監督署が実施した監督指導<sup>※1</sup>の実施結果について以下のとおり取りまとめましたので、監督結果の概要と監督指導事例を公表します。

### 1 監督指導結果の概要（別添1参照）

■ 労働基準法等関係法令違反が認められた事業場<sup>※2</sup>は、監督指導を実施した2,024事業場のうち、1,459事業場（違反率72.1%）であった。

■ 主な法令違反の内容は、多い順に、

① 労働時間に関するもの（28.5%）

② 割増賃金不払（18.6%）

③ 一般健康診断に関するもの（17.3%）

となっている。

■ 特に危険度の高い機械設備や作業場所に対し、使用停止、立入禁止等の命令書を交付した事案は145事業場（前年比5件減）で昨年度並みとなった。

### 2 監督指導の事例（別添2参照）

秋田労働局が年度を通じて重点的に監督指導を実施したものから2つの事例を紹介

（事例1）長時間労働対策

労働者に違法な時間外労働（5か月間中3か月の時間外労働が月100時間を超え、最大175時間）を行わせていた事業場に対して指導を行ったもの。

（事例2）化学物質対策

塗装作業に有機溶剤を使用していたが、有機溶剤健康診断を実施していなかったもの。

### 3 今後の取組

■ 秋田労働局では、これら監督指導の実施結果を踏まえ、引き続き、積極的に監督指導を実施し、事業主に対する法令の周知徹底を図るほか、指導に従わない、あるいは法違反を繰り返すなどの悪質な事業場に対しては、送検を行うなど厳正に対処することとしている。

※1 監督指導とは

労働基準監督官が、労働基準法や労働安全衛生法、最低賃金法等の法令遵守状況について監督指導を行うもの（原則として、事業場に直接立入して行うもの。）。なお、監督指導の対象となる事業場は、法定労働基準の履行確保や労働災害の防止等を図る目的から、法令遵守等に問題が懸念される業種等についてあらゆる情報を基に選定される。

※2 事業場とは

一定の場所で独立して継続的に行われる事業組織の単位。企業の本社、支店、営業所、工場、店舗、工事現場などが各々離れた場所にある場合には、原則として、それぞれが別個の事業場として取扱われる。労働基準法等は事業場を単位として適用される。

## 1 監督指導の実施事業場数及び違反内容について（別添1参照）

(1) 平成27年度に管下労働基準監督署が実施した監督指導の状況（表1参照）

① 事業場数	2,024事業場	[26年度 2,171事業場]
② 違反率	72.1%	[26年度 71.4%]

平成27年度中に監督指導を実施した事業場の総数は、2,024事業場で、このうち労働基準法等関係法令違反が認められ是正指導をした事業場の総数は1,459事業場であった。

監督指導を実施した事業場総数に対する違反事業場数の割合（以下「違反率」という。）は72.1%で、平成26年度に比べ0.7ポイント増加し、統計の記録がある平成3年度以降で過去最高となった。

(2) 主な違反内容（表2参照、%は違反率を示す。）

① 労働時間に関するもの	576事業場	(28.5%)	[26年度 21.1%]	労基法
② 時間外の割増賃金支払い	376事業場	(18.6%)	[26年度 16.5%]	労基法
③ 一般健康診断に関するもの	351事業場	(17.3%)	[26年度 12.8%]	安衛法
④ 墜落防止措置に関するもの	332事業場	(16.4%)	[26年度 10.3%]	安衛法
⑤ 労働条件の明示	178事業場	(8.8%)	[26年度 8.5%]	労基法
⑥ 法令等の周知義務	162事業場	(8.0%)	[26年度 8.6%]	労基法
⑦ 元方事業者の講ずべき措置	112事業場	(5.5%)	[26年度 6.3%]	安衛法

内容： 是正勧告が行われた法条文は、労働基準法（労基法）、労働安全衛生法（安衛法）、最低賃金法等の法令や規則等の375の条文に及ぶ。

違反条文別では、労働時間に関連した違反や、時間外労働の割増賃金不払違反が多かった。これは、違法な時間外労働や賃金不払残業（いわゆるサービス残業）が多く認められたことを意味する。

また、労働安全衛生面では、一般健康診断にかかる違反や墜落防止措置に関する違反が多かった。

(3) **使用停止命令等重大な違反の状況** (表3-1から3-3参照)

監督指導を実施した際、機械や設備等により労働災害発生の危険性が高いため「使用停止等処分」を行ったものは、145事業場となっており、前年度より5事業場の減少となった。過去3年間の処分では、平成24年度96事業場、平成25年度90事業場、平成26年度150事業場であった。

「使用停止等処分」を行った業種は、建設業が99事業場で68.3%を占め(平成26年度は92事業場で61.3%)最も多く、内容は墜落防止措置に関するものが多かった。

次いで多いのは製造業で34事業場23.4%となっており(平成26年度は37事業場で24.7%)、その内容は機械の原動機や回転軸の覆いに関するものが多かった。

交付した内容としては、

① 高さ2m以上の高所で墜落防止等 129事業場 [26年度 137事業場]

② 機械の原動機、回転軸等の覆い 27事業場 [26年度 29事業場]

が多くなっている。

(注意：使用停止等処分は、一つの事業場で、墜落防止措置及び覆いが設けられていない場合などがあれば、それぞれに計上している(重複計上)。)

(4) **主な業種別違反率等の状況** (表4-1及び表4-2参照)

① 製造業

事業場数 443事業場 [26年度 437事業場]

違反率 77.4% [26年度 78.9%]

内容： 全体の法違反状況では、労働時間に関する違反が206事業場46.5%と最も高く、次いで一般健康診断に関する違反が112事業場25.3%、時間外労働を行った場合に支払う割増賃金に係る法違反が89事業場20.1%など、違法な時間外労働や賃金不払残業が目立っている。

② 建設業

事業場数 781事業場 [26年度 818事業場]

違反率 67.7% [26年度 68.8%]

内容： 建設業にかかる法令違反は、墜落防止措置に関する違反が315事業場40.3%と最も多く、次いで、元方事業者が請負人に対して指導を行っていなかったとする違反(元方事業者の講ずべき措置等)が110事業場14.1%となっており、作業主任者の氏名等の周知が53事業場6.8%となっている。高所作業の墜落防止に関する法令違反が目立っている。

### ③ 運輸交通業

事業場数 115事業場 [26年度 104事業場]

違反率 76.5% [26年度 78.8%]

内容： 労働時間に関する違反が74事業場64.3%と最も高く、次いで自動車運転者の労働時間等の改善基準（以下「改善基準」という。）の違反である最大拘束時間の違反が37事業場32.2%、連続運転時間違反が34事業場29.6%であり、労働時間管理に関する違反が上位を占める。自動車運転者の長時間労働の問題を反映した結果となっている。

### ④ 商業

事業場数 276事業場 [26年度 386事業場]

違反率 75.0% [26年度 71.2%]

内容： 労働時間に関する違反が128事業場46.4%と最も高く、次いで一般健康診断に関する違反が99事業場35.9%、時間外の割増賃金に係る違反が83事業場30.1%、労働条件の明示に関する違反が39事業場14.1%、就業規則の作成届出違反が12.0%となっている。一般労働条件にかかる法違反が上位を占める。

### ⑤ 保健衛生業

事業場数 86事業場 [26年度 142事業場]

違反率 72.1% [26年度 69.0%]

内容： 社会福祉施設が72事業場83.7%を占めている。違反の内容は、時間外の割増賃金に係る違反が34事業場39.5%と最も高く、次いで労働時間に関する違反が30事業場34.9%、健康診断に関する違反が21事業場24.4%となっている。

### ⑥ 接客娯楽業

事業場数 121事業場 [26年度 106事業場]

違反率 80.2% [26年度 67.9%]

内容： 飲食店が55事業場45.5%、旅館業が53事業場43.8%となっている。違反の内容は、時間外の割増賃金に係る違反が69事業場57.0%と最も高く、次いで労働時間に関する違反が62事業場51.2%、労働条件の明示に関する違反が26事業場21.5%、法令等の周知に関する法違反が16事業場13.2%となっている。

表 1 監督指導事業場数等 (平成 23 年度～平成 27 年度)

	監督指導事業場数	違反事業場数	違反率(%)
平成 27 年度	2,024	1,459	72.1
平成 26 年度	2,171	1,550	71.4
平成 25 年度	1,761	1,228	69.7
平成 24 年度	2,101	1,328	63.2
平成 23 年度	2,097	1,449	69.1

図 1 監督指導事業場数と違反率の推移

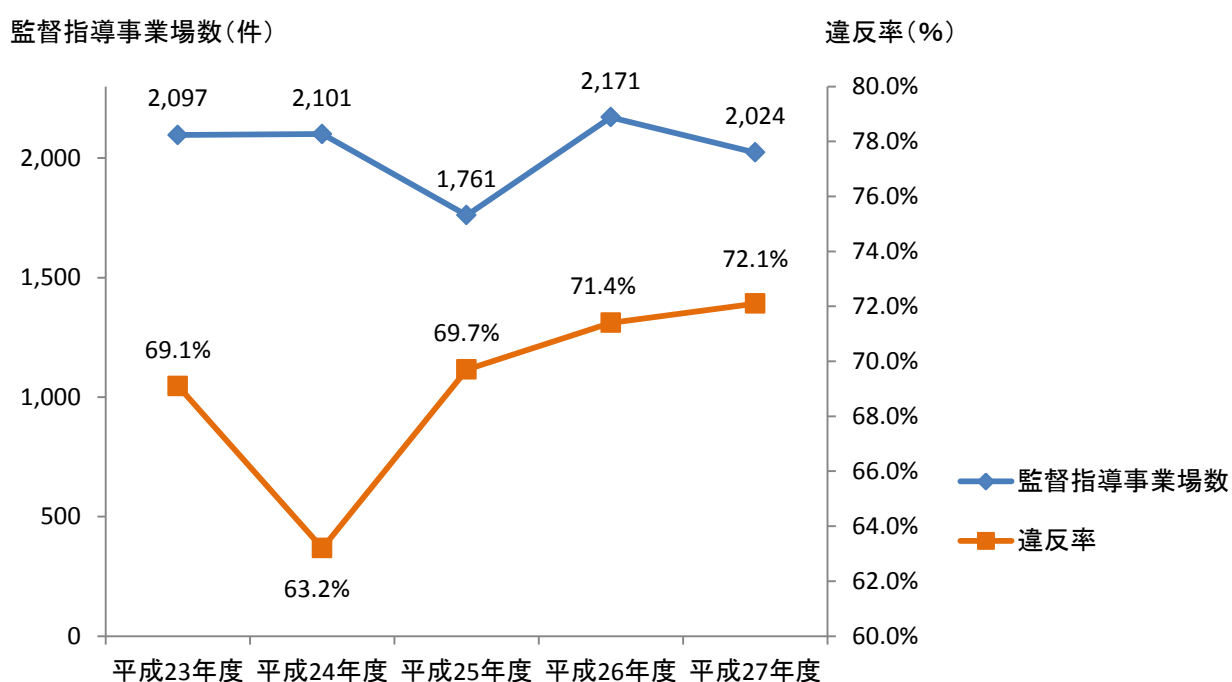


表 2 平成 27 年度主な違反内容

主な違反内容	違反事業場数	違反率
① 労働時間に関するもの(労働基準法第 32 条)	576	28.5%
② 時間外の割増賃金支払い(労働基準法第 37 条)	376	18.6%
③ 一般健康診断に関するもの(労働安全衛生法第 66 条関係)	351	17.3%
④ 墜落防止措置に関するもの(労働安全衛生法第 20・21・31 条)	332	16.4%
⑤ 労働条件の明示(労働基準法第 15 条)	178	8.8%
⑥ 法令等の周知義務(労働基準法第 106 条)	162	8.0%
⑦ 元方事業場者の講ずべき措置(労働安全衛生法第 29 条)	112	5.5%

図2 平成26年度と平成27年度の違反率(%)比較

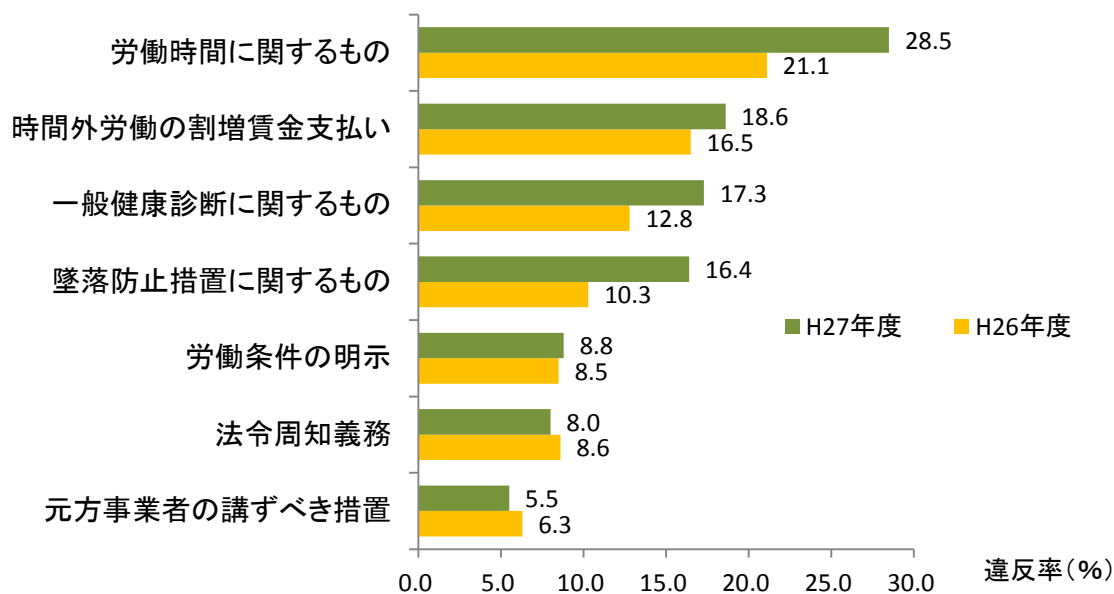


表3-1 使用停止等命令書の交付状況

年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
使用停止等命令書交付事業場数	90	96	90	150	145

表3-2 主な業種別 使用停止等命令書の交付状況 (平成26年度・平成27年度)

業種	平成26年度	平成27年度	対前年度比
	使用停止等命令書 交付事業場数	使用停止等命令書 交付事業場数	
製造業	37	34	-3
鉱業	10	1	-9
建設業	92	99	+7
運輸交通業	2	2	0
商業	5	6	+1

表3-3 平成27年度 主な使用停止等命令書の違反内容（上位3つ）

主な違反内容	事業場数
① 墜落防止措置に関するもの	129
② 機械の原動機、回転軸等の覆いに関するもの	27
③ 木工機械等の危険防止に関するもの	10

表4-1 監督指導の業種別違反率（平成26年度・平成27年度）

業種	平成26年度	平成27年度	対前年度比
	違反率 (%)	違反率 (%)	ポイント
製造業	78.9	77.4	▲1.5
鉱業	72.0	83.3	+11.3
建設業	68.8	67.7	▲1.1
運輸交通業	78.8	76.5	▲2.3
貨物取扱業	60.0	80.0	+20.0
工業的業種	72.8	71.8	▲1.0
農林業	45.5	45.9	+0.4
畜産・水産業	66.7	100.0	+33.3
商業	71.2	75.0	+3.8
金融広告業	55.0	68.8	+13.8
映画・演劇業	0.0	100.0	+100.0
通信業	0.0	50.0	+50.0
教育研究業	61.5	66.7	+5.2
保健衛生業	69.0	72.1	+3.1
接客娯楽業	67.9	80.2	+12.3
清掃・と畜業	62.5	72.2	+9.7
官公署	0.0	0.0	±0
その他	62.5	70.1	+7.6
非工業的業種	68.9	72.7	+3.8
合計	71.4	72.1	+0.7

表4-2 業種別の主な違反内容（上位3つ）

業種	主な違反内容（左欄から多い順）		
製造業	①労働時間 （労基法第32条） 46.5%	②一般健康診断に関するもの （安衛法第66条関係） 25.3%	③割増賃金 （労基法第37条） 20.1%
建設業	墜落防止措置に関するもの （安衛法第20・21・31条） 40.3%	元方事業者の講ずべき 措置 （安衛法第29条） 14.1%	作業主任者の氏名等周知 （安衛法第14条） 6.8%
運輸交通業	労働時間 （労基法第32条） 64.3%	改善基準 （最大拘束時間） 32.2%	改善基準 （連続運転） 29.6%
商業	労働時間 （労基法第32条） 46.4%	一般健康診断に関するもの （安衛法第66条関係） 35.9%	割増賃金 （労基法第37条） 30.1%
保健衛生業	割増賃金 （労基法第37条） 39.5%	労働時間 （労基法第32条） 34.9%	一般健康診断に関するもの （安衛法第66条関係） 24.4%
接客娯楽業	割増賃金 （労基法第37条） 57.0%	労働時間 （労基法第32条） 51.2%	労働条件の明示 （労基法第15条） 21.5%



**事例1** (その他の事業) 労働者に違法な時間外労働(5か月間中3か月の時間外労働が月100時間を超え、最大175時間)を行わせていたもの。

**【監督指導において把握した事実】**

労働基準監督官が出勤簿等労働関係書類を調査・確認したところ、時間外・休日労働に関する協定(36協定)の限度時間の上限を超えて、最大で月175時間の違法な時間外労働を行わせていた。時間外労働の割増賃金が支払われていたが、その支払額に不足があった。また、健康診断を1年に1回定期に実施していなかった。

**【監督署の指導内容】**

事業主に対し、過重労働による健康障害のリスクを説明し、長時間労働の削減(労基法第32条)、割増賃金の不足の清算(労基法第37条)、健康診断(安衛法第66条)等について是正を勧告した。

**【事業場が実施した解消策】**

事業主は過重労働による健康障害のリスクを認識し、労務管理に関する意識が向上したことで、適正な労働時間管理を行うようになり、①事業主が1か月ごとに労働者本人から健康状態をチェックする制度を構築したこと、②業務内容の見直しを行い、可能な限り22時までに帰社すること等の改善策を講じた。その結果、時間外労働時間数は月60時間程度まで削減した。

**事例2** (製造業) 塗装作業に有機溶剤を使用していたが、有機溶剤健康診断を実施していなかったもの。

**【監督指導において把握した事実】**

労働基準監督官が工場内で塗装作業に有機溶剤を使用していることを確認した。事業場では塗装作業に従事する1名に対して一般健康診断を実施していたが、有機溶剤健康診断を実施していなかった。また、階段の2階から倉庫までの間の手すりの一部が欠損して墜落の危険が生じていた。

**【監督署の指導内容】**

事業主に対し、有機溶剤による健康障害のリスクを説明し、有機溶剤健康診断(安衛法第66条)を是正勧告したほか、墜落の危険のある箇所に手すりを設けるよう(安衛法第21条)命じた。

**【事業場が実施した解消策】**

事業主は有機溶剤健康診断を実施した。また、墜落の危険のあった箇所に手すりを設けるなど改善策を講じた。